

京都家庭裁判所委員会（第39回）議事概要

1 日時

令和5年6月28日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

植村幸弘、荻野達也、澤田孝、渋谷哲也、谷口誠、西脇正博、野村大輔、濱谷由紀、村松朋子、森木田邦裕（五十音順、敬称略）

（事務担当者等）

田中幸大、加藤光久、万里川敦子、檜垣信寿、安達正広、中城正義、吉村大輔、安部晴子、立花未知子、白木美奈子、河合一晃、大瀧一仁、村重穂月

4 テーマ

「少年審判手続のデジタル化」について

5 議事概要

(1) 開会

(2) 新委員等の紹介・委員長の選任

(3) 議事・意見交換（◎は委員長、○は委員、●は裁判所からの説明）

裁判所から、少年審判手続のデジタル化について法制審議会等における議論状況を踏まえ当庁においてイメージした内容を説明の上、デジタル化するとよい部分、デジタル化しない方がよい部分、デジタル化に際して必要な配慮や工夫について意見を求めた。

○ 審判自体もオンラインで行うということか。

◎ 未だ議論は始まっていないところだが、審判手続も含めてデジタル化

について、御意見をいただきたい。

- 少年事件には特有の部分がたくさんあるが、大きく捉えると刑事事件の一つである。刑事事件全体としてデジタル化の動きがあると思うが、少年事件のデジタル化は、刑事事件に付随して検討されるのか、少年事件として別に考えていくのか。
- 刑事事件手続については、法制審議会において書類関係のデジタル化を基本的な方向性として議論されているところだが、非対面化をどの程度進めるかについても、具体的に検討が進められている。少年事件手続について議論されているかは承知していないが、刑事事件手続について、被疑者が成人の場合はデジタル化するが、少年の場合はしないということはないのではないか、同じ流れになっていくのではないかと感じながら、議論の推移を見守っているところである。
- ◎ 刑事事件手続の具体的なデジタル化については、法制化を目指して法制審議会でも議論が進められているが、少年事件手続については具体的な議論は始まっていないと聞いている。まずは通常の刑事事件手続のデジタル化について議論を進め、それを踏まえて少年事件手続の議論を行うことになると思う。
- 私の所属する組織でもデジタル化が進められているが、業務内容によっては、相手の心の動きやニュアンスが読み取りやすい対面の方がよいということが多々ある。少年審判手続の中で、担当者が対面でした方がよいと考えている手続項目はあるか。
- 全く白紙の状態である。ただ、少年審判は、裁判官が少年と対面し、様々な教育的働きかけを行って再非行防止を目指していく手続なので、デジタル化によってその目的が達せられるかは、一つの論点になると思う。また、審判の前段階として、家庭裁判所調査官が調査を行い、どのような処分が妥当なのかなど査定しているが、そこでも、対面による方

が様々な情報を得られるし、いろいろな働きかけもできる。デジタル化によってこれらの目的がかなうのかという点については、今後多角的に検討していかなければならないと考えている。

- 事務手続の面は、早速のデジタル化が望ましいと思う。しかし、調査や聴き取りについては、感情、顔色、表情等は対面でなければ伝わらないと思う。特に、若年齢層ではそれが顕著ではないだろうか。

事務手続について、私の所属する組織には、国の機関や地方公共団体から調査書が大量に送付されるが、同じ内容の照会でも機関によって様々な形式の照会文書がある。今後、デジタル化を図るに当たっては、関係機関等と書式を統一する必要があると思う。システムの構築についても各関係機関と裁判所が個別に進めるのではなく、上部機関を含めた組織全体で様々なスキームのシステム作りを行えば、デジタル化がうまく進むのではないか。

- ◎ 調査を受ける側としては、様々なところから、様々なツールで調査や照会が求められると、対応が負担になるのか。

- 私の所属する組織では、専属部署を作って対応している。現在は、調査等は郵送で行われており、事務作業は膨大である。また、調査時に返信用として普通郵便の封筒が同封されているが、当方としては、重要書類なので配達記録や書留で返送するため金銭面の負担もある。また、複写料として1枚数円の費用を請求しているが、膨大な資料を複写して返信しており、負担は小さくない。また、例えば、警察から照会があっても、それが本当に警察からの照会なのか確証が持てないことがある。そこで、業界団体が国等と照会業務の一切を引き受けるという契約を締結し、当該団体が確認後、各加入組織に下ろしてもらうという仕組みが取れないか提案していると聞いているが、なかなか実現しない。

- 電子化できる点については電子化していくべきだと思うが、個人情報

管理などセキュリティ面で不安がある。日頃、仕事をしていても、送信したメールが意図しないところに転送されないか、転送された場所でサイバー攻撃を受けないかなど不安に感じている。セキュリティ面については慎重さが必要だと考える。対面で行っているような業務について、一気にオンライン化していくのは難しいのではないか。会議をしていても、画面越しで人の考えていることを正しく理解することは難しい。オンラインで、相手の感情を引き出したり、相手の気持ちを汲み取ったりするには、訓練が必要だと思うが、時間がかかるだろうと感じた。

◎ 個人情報管理が心配だということだが、民事裁判手続では、団体への照会等のデータ化も検討されている。これと比較して、少年事件手続はより慎重にするべきだということか。

○ 少年事件手続に限らず、より慎重にということである。安心安全に対応できるシステムが確立されれば、様々な場面で活用できるのではないか。

○ ノンバーバルなコミュニケーションに関し、少年も裁判所を見て、受け取っている情報がたくさんある。人となりを見たり、人を介することで少年が変化していくことがあると思う。そのあたりも踏まえて、デジタル化の長所と短所をしっかりと見極め取り入れたらいいのではないか。書類は大部になるとのことなので、デジタル化するのがよいと思う。少年事件にかかわらず、データの管理は重要と考える。私の所属する組織でも、組織のLANに接続していないと内部情報にアクセスできないなど、ある程度の制限がかかっている。

○ 特に裁判記録のデータ化、デジタル化を進めていただきたいと思っている。係属中の事件記録のデジタル化もそうだが、終結後の事件記録の保管という観点から、デジタル化が非常に大事になってくる。昨今の裁判記録の廃棄問題については、先日最高裁が調査結果を発表していたが、

デジタル化ができていれば、問題が起こっていなかったのかもしれない。事件記録について、スペースの関係から廃棄されるということもあるのだろうと感じた。少年審判は非公開であり、外から見ることができない。特に重大事件の記録を、できれば全ての事件記録を残した方がよい。そのために必要な条件の一つがデジタル化だと思う。事件記録は、国民の財産でもあるので、全事件記録のデジタル化を、可能なら過去のものも含めてデジタル化を検討していただきたい。

- ◎ 過去の記録保管の取り扱いについては、裁判所も重く受け止めており、反省すべきである。事件記録を国民の財産としてしっかりと保管していくことについて、裁判所職員は認識を強めている。デジタル化が進むことによって、記録保管事務の負担が軽減されることは間違いないと思う。
- 外部から見て、裁判所の仕事は、事案が終わったらそこで終わりというイメージがある。少年事件についても、似たような事案を集めて、なぜそういうことが起きたのか、今後起きないために社会でどういう取組が必要なのかなどを調べるべきである。ただ、裁判の情報に一般人がアクセスするのは容易ではない。裁判所の中で、非行を犯した少年たちの傾向を研究する業務やチームはあるのか。
- 研究等については、各庁単位では対応しきれないので、裁判所職員総合研修所が全国の家庭裁判所調査官からメンバーを募り、非行の要因や処遇に向けた指針の研究など様々なテーマで研究を行っている。
- 研究には、記録等が非常に貴重なデータになるので、どのような形で管理するかが重要になってくると思う。データがないことには調査ができないので、デジタル化してスリムに管理できればよいと思う。
- 弁護士付添人としての立場からいうと、事件の資料は、裁判所に謄写請求をして、紙で写しをもらっている。昔と比べるとマスキング部分が増えている。例えば、十何年前なら被害者の住所はそのまま写しがもら

えていたが、今はマスキングされている。裁判所に赴くと閲覧ができるが、謄写では、マスキングされた資料をもらうことになる。今後デジタル化されてデータで資料を受取るとき、どのような形でマスキングされるのかという不安がある。弁護士は個人情報などに配慮して記録の保管をしている。弁護士を信頼していただいて資料は全部開示してもらいたい。なぜなら、そういう情報が少年のために必要であり、例えば、示談交渉にしても、被害者の住所や連絡先が分からなかったら交渉することもできない。現時点ですら、マスキングされている状況に弁護士会としては不満を持っているところがある。デジタル化されることによってマスキングされた部分が増えてしまうという状況は、弁護士としては辛い。裁判所の運用において充分配慮してほしい。

○ ウェブによる調査やオンラインによる面接は、一定の慣れや勉強のため、訓練を受ける必要があると思う。法制審議会でも検討しているとのことだが、課題などはすでに出ているのか。

● 家庭裁判所では、家事事件手続のデジタル化が先行しており、その中で行うウェブ調停や、今後始まるウェブ調査に関しては、検討や整理が進められている。例えば、できるだけオーバーなジェスチャーでこちらの理解度を示す。通常は相手の目を見て面接するが、ウェブではカメラを見なければ相手と視線が合わないので、画面を見るのではなくカメラを見て調査をする。長文を話すと相手が理解できなくなるので、できるだけ短文で話すなどである。相手が理解できているか容易に察知できないため、相手が答えた内容について、こちらの理解と齟齬がないかを丁寧に確認していく必要がある。遠隔心理支援を専門とする外部講師を招いてロールプレイを行うなどして、家庭裁判所調査官内部で整理、理解して実践に向けて啓発しているところである。これは全国的な方向性だと思っている。

◎ 調査についての御意見や記録に関しての御意見が多かったが、立件等の関係で、御意見はないか。

○ 裁判所の説明で共感できたのが、職員が汗をかきながらパソコンで入力しているところである。検察庁でも捜査機関から事件の送致を受ける段階で同じような状況にあると思う。デジタル化で、受付事務の合理化、省力化につながるのは間違いなく、ありがたいことだと受け止めている。おそらく裁判所でも、同じような温度感ではないかと推測している。

裁判所から、デジタル化しない方が良い部分がどこかという論点の提示があったが、審判手続そのものがそれにあたると考えている。検察庁の少年事件に対する立ち位置は、基本的に嫌疑がある事件は全て家庭裁判所に送致するというものだと考えている。そこで、一人の検察官として考えるのが、身柄拘束された少年の取調べをしていて、この少年が今後どうなるのかということである。どういった処分が相当かという意見は、検察官として送致書に記載するが、少年は反省の色を見せるのか、また審判を経ての最終的な処遇、結果が気になる。審判は少年にとって重要な場だと思うので、少年に対する感銘力、教育的効果など、少年の胸に迫ってくる手続であり続けてほしいと強く感じた。

◎ 審判も含めてデジタル化するのかという話があったが、この点で御意見はあるか。

○ 少年審判手続について、「懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し、自己の非行について内省を促すものとしなければならない」とされていることから対面が望ましい。事務手続に関してはデジタル化していくべきである。そこで生じる諸問題は、最終的には技術的な面で解決するものだと思う。また、関係機関に出向くこともあるとのことだが、頻繁にあるならそれだけで移動の時間等を要するのでオンラインを活用してもよいのではないか。

- ◎ 調査の過程で、講習や社会奉仕活動を通じて少年へ働きかけるということも併せて行っているが、このような場面でのデジタル化の活用に関して御意見やアイデアはないか。
- 心理療法において、オンラインで行うことの効果について検証されており、恐怖症の治療、ターゲットとなる症状が明確であるもの、または治療がマニュアル化されているものに関しては、オンラインでも一定の効果があるという結果がいくつか発表されている。なので、必ずしもオンラインの面接に効果がないとは言い切れないが、まだまだ検証結果が少ないところである。家庭裁判所では、オンラインで調停手続が行われているので、そこでのメリットとデメリットを洗い出し、オンラインだけでもしくは対面だけと限定するのではなく、それぞれの良い部分を取り入れていくのがよいと思う。また、医療分野での電子カルテ化など、他の分野ですで行われていることも参考になるのではないか。
- 調査面接のオンライン化について、導入することのメリットがよく分からない。私の所属する職場でも、相手とアポイントメントが取れないときや、非常に遠隔におられる方々と話す場合などZ o o mを利用することが増えているが、基本的には対面がベストという考えでやっている。少年事件の調査過程で、仮に少年事件にオンライン面接が導入されるなら、現場の方は、メリットは何だと考えているのか。
- 家事事件のウェブ調査等は、当事者の出頭に伴う負担の軽減のほか、職員の出張にかかる時間や経費の削減というメリットがある。しかし、少年事件において少年側のニーズを取り上げるのは全く別のことだと思う。家事事件の当事者のように少年、保護者のメリットを第一に考えるというスタンスは取りにくいという印象を持っている。
- 少年事件の調査は、家庭裁判所調査官が関係者のもとを訪ねて行うというイメージだったが、関係者が家庭裁判所に来て行うものなのか。

● 少年事件の調査は、家庭裁判所にある調査室で行っており、保護者も同席させるのが原則である。18歳以上の特定少年の場合は、親の同時出頭は任意だが、基本的には親も裁判所に来てもらっている。ただ、極めて例外的にこちらが出向く場合もなくはない。

◎ ウェブ調査を少年事件に導入することで、出頭が困難な保護者等が調査に応じるケースが出てくる可能性はある。

● 少年事件手続のデジタル化については面接場面の関心が高いことが分かった。全国的な方向性が決まっているわけではないが、ウェブでの調査が導入された場合のメリット等について、当庁でも調査官室で議論しているところである。少年事件では、裁判所への出頭自体にも意味があると考えられ、ウェブで行うことによる少年や保護者のメリット以外のいろいろなことを考えないといけない。ただ、関係機関へ出向くことは多く、現在でも、関係機関が遠方の場合や時間が合わない時には電話でやり取りをする場合もあり、そのあたりはウェブ調査になじみやすいと思う。

○ 事務手続のデジタル化によって事務の効率化が図れるという点は、まさにそのとおりだと思う。また調査については、いろいろな調査があり、少年に対する調査と、その他の調査とは違うものだとも思っている。家事事件では現在ウェブ調停を行っており、効果も上がって国民のニーズにも答えられるようになってきている。裁判所では、調停委員のスキルアップを図りながら、ウェブ調停をもっと活用するための努力をしている最中である。また、家事審判では、今後ウェブでの審判手続が導入される予定である。少年の調査や審判についての議論は未だ始まっていないところではあるが、裁判所としても審判廷で気持ちを示すことで、少年も感銘を受け、お互いに響き合って、いい方向に向けるようになるのが少年事件にとって大切なことだと思っており、そこを大切にしながら

ら、いろいろな知見やこれまでの経験を踏まえて、さらにいい審判ができるように中央で検討してもらいたいと考えている。京都家庭裁判所としても、今後の立法化に向けて意見を言う機会には、今日の議論も踏まえながら、意見を述べていきたいと考えている。

(4) 次回期日とテーマ

期 日 令和5年12月19日（火）午後3時

テーマ 「デジタル化と人材育成」について